Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-07

肢体不自由教育に関わる教員の専門性とは(2) : 知肢併置特別支援学校に関する議論をめぐって

高橋, 眞琴

(Citation)
神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要,9(1):81-90

(Issue Date)
2015-09

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81009127

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81009127

神戸大学大学院人間発達環境学研究科 研究紀要 第9巻 第1号 2015
Bulletin of Graduate School of Human Development and Environment, Kobe University, Vol.9 No.1 2015

研究報告

肢体不自由教育に関わる教員の専門性とは（2）
－知肢併置特別支援学校に関する議論をめぐって－

The Specialies of the Teachers engaged in Education of Physical Disabilities (2): Discussion through Special Needs Education Schools which can manage Intellectual Disabilities and Physical Disabilities

高橋　眞琴 *
Makoto TAKAHASHI*

要約：本稿においては、近年の特別支援学校の在籍者数増加に伴い、設置が検討されつつある知肢併置特別支援学校の教育的課題について、子どもが特別支援学校に在籍する保護者への半構造化インタビュー調査と特別支援学校に勤務する教員へのアンケート調査の自由記述について、整理を行った。その結果、保護者、教育実践を行っている教員とも、特別支援学校の在籍者増という社会現象での葛藤を伴う場面で、学校現場の課題を析出し「施設設備のありかた」「障害特性に応じた配慮」「通学支援のありかた」「行事のあり方」「個々の児童・生徒に応じたきめ細やかな指導」など課題に対する方策を見出そうとしていた。知肢併置特別支援学校に勤務する教員の専門性については、在籍する児童・生徒の発達の状況や特性も幅広いものとなっているため、教育課程の編成や学習活動、教材・教具の作成、児童・生徒への心理面、安全面への配慮等の実践に際して、知的障害、発達障害、肢体不自由、重度・重複障害、医療的ケアなどの幅広い知見や実践経験があることが望ましいことが示唆されたが、今後は、学校組織や教育実践への参加、教職員・児童生徒間での社会的相互作用を媒介として、教員の専門性が形成されていく社会文化的アプローチによる教職員研修のあり方についても研究を行っていく必要があろう。

1．はじめに

今日の子どもたちを取り巻く社会は、少子・高齢化、グローバル化し、情報通信技術も急速な発展を遂げている。児童・生徒や保護者、地域住民の教育に対する価値観も多様化し、昨今報じられる学校教育での課題ひとつをとっても、ソーシャルメディア、子育ての不安、貧困、いじめ、特別支援教育、ジェンダー、多様な文化的背景、子ども及び家族の心理的なサポートなど様々な要素が複雑に絡まりあったものが散見される。

2007年に、従来の盲聾養護学校を中心とした教育である特殊教育から「一人ひとりの教育的ニーズに応じた」特別支援教育が本格実施となり、特別支援教育体制の整備が学校教育等で進められてきた。この教育には、これまでの特殊教育の対象ではなかった通常学級に在籍する発達障害のある児童生徒も含まれるようになった。

学校教育においても、特別支援教育体制後は、発達障害をはじめとする障害のある児童生徒の教育がクローズアップされ、教員の専門性を充実させるために、教員の研修会の参加や特別支援学校教諭免許の保有が進められてきた。

さらに、2014年2月には、国連障害者の権利に関する条約が日本でも批准され、2016年4月には、障害者差別解消法が施行予定であり、特別支援教育は新たな局面を迎えているといえる。

2．特別支援学校在籍者の増加傾向

文部科学省の「学校基本調査」（2013）によると、特別支援学校在学者数（幼稚部～高等部計）特別支援教育の実施前の2004年度は98,796人だったのが、特別支援教育が施行された2007年度は108,173人、2014年度は、135,617人と過去最高を更新している。特別支援学校には、医療的ケアが必要な重度・重複障害のある児童・生徒も在籍している。文部科学省（2013）の「平成25年度特別支援学校等における医療的ケアに関する調査結果」によると公立の特別支援学校において、日常的に、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒数は7,842人であり、全在籍者に占める割合は6.1%となっている。

兵庫県、神戸市においても、同様に、特別支援学校在籍者の増加傾向がみられ、特に、知的障害のある児童・生徒の在籍者の増加が顕著となっている。例えば、兵庫県においては、2005年度の特別支援学校の知的障害のある児童・生徒の在籍者数は、2,613名であったのが、2013年度は4,039名となっている。（図1）

* 神戸大学大学院人間発達環境学研究科ヒューマン・コミュニティ創成研究センター学外研究員／鳴門教育大学

（2015年3月31日　受付
2015年4月15日　受理）

政令指定都市である神戸市においても、2005年度の特別支援学校の知的障害のある児童・生徒の在籍者数は、388名であったのが、2014年度は687名となっている。（図２）神戸市においては、2025年に、知的障害のある児童・生徒数が最大になると試算しており（神戸市における特別支援学校の整備の在り方懇話会、2012）、特別支援学校の設置や運用について、検討が進められている。

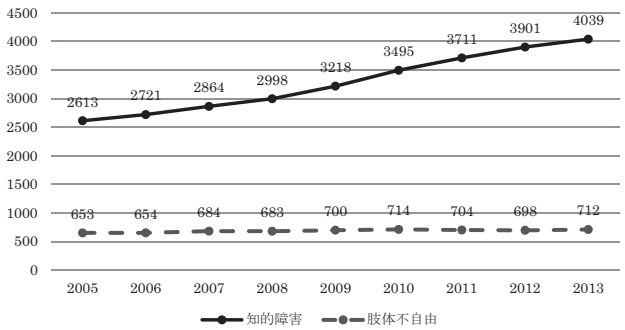

図１　兵庫県の特別支援学校の幼児児童生徒の在籍者数（知的障害・肢体不自由）（兵庫県教育委員会『平成25年度　兵庫の特別支援教育』p.15より筆者が作成）

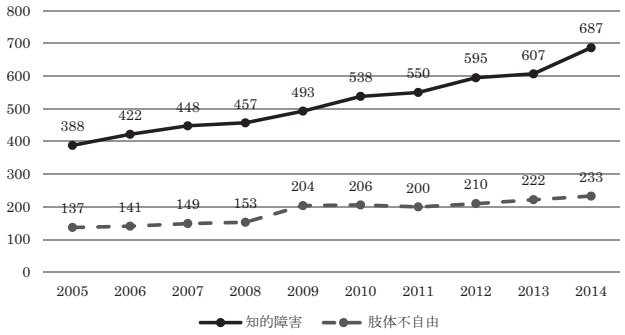

図２　神戸市の特別支援学校の在籍者数（知的障害・肢体不自由）（神戸市教育委員会（2014）『神戸の教育　平成26年度』p.4より筆者が作成）

特別支援学校の在籍者の増加に関連して、特別支援学校における施設や学習環境のあり方について、定めた指針がある。

文部科学省では、「特別支援学校施設整備指針」（平成21年改正）を定めている。この指針は、「はじめに」「第１章　総則」「第２章　施設計画」「第３章　平面計画」「第４章　各室計画」「第５章　詳細設計」「第６章　屋外計画」「第７章　構造設計」「第８章　設備設計」「第９章　防犯計画」からなる。

第１章の総則第１節「特別支援学校設備整備の基本的方針」の「１　特別支援教育を推進するための施設環境の整備」では、特別支援学校の施設整備について解説されている。「障害の重度・重複化、多様化等の動向を十分踏まえつつ、障害のある幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズに対応した指導・支援を考慮した施設環境づくりを基本とすることが重要である。」「地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校が中核的な役割を果たすことができるような施設環境づくりを地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校が中核的な役割を果たすことができるような施設環境づくりを基本とすることが重要である。」と述べられている。

「２　高機能かつ多機能で変化に対応し得る施設環境の整備」の部分では、「一人一人の幼児児童生徒の障害の状態や特性、発達段階等に応じた指導内容・方法が十分に展開でき、個別又は多様な集団編成等による自立活動等の学習指導やそれらを支援する様々な教育機器等の導入などを可能とする高機能かつ多機能な施設環境を確保することが重要である。」「幼児に対する遊びを通した柔軟な指導、中・高等部の職業教育、及び重複障害のある幼児児童生徒の基本的生活習慣の指導への対応などを図るとともに、今後の学校教育や情報化の進展等に長期にわたり対応することのできるような柔軟な計画とすることが重要である。」「肢体不自由又は病弱に対応した施設」として、「入院生活等を伴う幼児児童生徒については、様々な生活体験を可能とする施設環境を整えることが重要である。」と述べられている。「３　健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保」においては、「幼児児童生徒の障害の状態や特性等に配慮しつつ、その健康の保持増進に配慮した快適な空間とするとともに、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。」と安全性に対する言及や「幼児児童生徒がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所を計画することが重要である。」と学校内での人間関係の形成についての言及も見られる。

第２節　特別支援学校施設整備の課題への対応においても、「障害の重度・重複化等の動向や、複数の障害への対応状況を十分に考慮し、利用する幼児児童生徒にとって支障のない計画とすることが重要である。」と肢体不自由教育、重度・重複障害に関連する言及がみられる。

このような「特別支援学校施設整備指針」に沿って、特別支援学校の設置者である国、地方公共団体、学校法人が障害のある幼児児童生徒の一人ひとりの障害の状態や特性、発達の状況に応じた「学校」を設置、運営していくのであるが、学校の設置内容と共に、学校内での教育活動を展開する教員の専門性も重要であるといえる。

それでは、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の保護者は、所属する特別支援学校を取り巻く現況をどのように捉えているのであろうか。また、教員は、所属する特別支援学校を取り巻く現況を踏まえ、特別支援学校における課題をどのように捉えているのであろうか。施設環境の整備と併せ、所属する特別支援学校内の課題の解決に向けて、省察的実践を行うことは、教員の専門性として、今後、重要な事柄であると考えられる。

太田（2001）は知的障害のある子どもの教育を担当する教師に求められる専門性について、①感性豊かな人権意識と責任感②ニーズに即した学校生活の実現③子どもの特徴と支援ニーズの理解④指導法・支援方法の妥当な実施⑤学校外の動向・人々への関心と連携の５項目を挙げ、子どもが求めている学校生活への支援を細やかに実行できる知識・技能が求められていること及び具体的支援策を導くことが専門性の要であるとしている。

斉藤他（2013）は、重複障害教育に携わる教員の専門性について、複数の異なる障害種別の学校を勤務した教員にインタビュー調査を行ったが、「重複障害教育に係る知識・技術に関する専門性を積み上げるのみならず、自身の子ども観・障害観・教育観について省察的に理解や信念を深め、現状をよりよい方向へ導こうとするアクションを続けている」ことを示唆している。

山中・吉利（2010）は、教育職員免許状認定講習の受講者を対

象としたアンケート調査を行った。調査においては、特別支援教育において重要とする専門性では、1位が「児童・生徒の理解力」、2位が「個に応じた授業の実践力」3位が「様々な障害に関する特性の理解」として、あげられている。しかしながら、「免許状認定（所定の単位数）の内容を学ぶことで、学校現場の課題に対応できると思う。」の項目は、「そう思う」「どちらかというとそう思う」と肯定的な回答を行った教員は、35.3%であるのに対し、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と否定的な回答を行った教員は、30.7%、残りの教員は「どちらともいえない」と回答している。結果は、講習や研修は、特別支援教育の概要に関する知識を得るには、有益ではあるが、決して、十分とは言い難いことを示している。

第1報（2013年発行）においては、萌芽的研究として、「肢体不自由教育の専門性に関する文献的検討」「肢体不自由特別支援学校の学校評価の検討」「肢体不自由特別支援学校の新転任教員への半構造化インタビュー調査」を行った。その結果、各教員が現在担当する児童・生徒の特性に応じた教育が専門性として重要であることや、保護者の求める専門性と教員が考える専門性に乖離がみられた。

現在、各地方公共団体は、中央教育審議会（2012）が示す「インクルーシブ教育システムの構築」に、既に着手していることや2014年の「障害者の権利に関する条約」の発効による特別支援学校における合理的配慮や基礎的環境整備の検討、平成28年4月に予定されている「障害者差別解消法」の施行、特別支援学校在籍者数の最大値の更新など、肢体不自由教育に求められる専門性も年を追うごとに少しずつ変化しているといえる。

また、兵庫県、神戸市においては、特別支援学校在籍者増加に対応する形で、「知的障害」と「肢体不自由」といった複数の障害種を併置（知肢併置）した特別支援学校の設置がいくつ進められている。

そこで、本稿においては、このような「知肢併置」特別支援学校の教育的課題について、整理を行い、今後の「知肢併置」特別支援学校における教員の専門性に関する示唆を得ることを目的とする。

3．研究方法

（1）子どもが特別支援学校に在籍する保護者への半構造化インタビュー調査

2014年9月～2015年3月に、子どもが兵庫県内の特別支援学校に在籍する保護者3名（表1）に、在籍する特別支援学校の状況や昨今の学校生活の所感について、半構造化インタビュー調査を行った。1回のインタビュー調査に要した時間は各20分程度であった。話された内容については、筆者がその場で要約し、都度、内容が適切かをインフォーマントに確認しながら、紙媒体に記録した。

表1．インフォーマントの子どもの所属特別支援学校

保護者	在籍する学校種
Aさん	特別支援学校（肢体不自由）
Bさん	特別支援学校（知的障害）
Cさん	特別支援学校（知肢併置）

尚、インタビュー内容については、学術研究で用いる旨、インフォーマントより了解を得ている。表1の特別支援学校での所属学部等については、インタビュー内容では、学部段階の教育内容について言及されていなかったことと、個人が特定されることを防止するため、本稿においては、記載しないこととする。

（2）「知肢併置特別支援学校における教育実践上の課題と教員の専門性に関するアンケート」の自由記述の検討

このアンケート調査は、2014年12月に、兵庫県の特別支援学校の肢体不自由教育に関連する研究協議会を通じて、筆者が調査責任者として協力依頼したもので、会員校には、肢体不自由教育特別支援学校以外に、知肢併置特別支援学校も含まれている。

2015年1月下旬に、「知肢併置特別支援学校における教育実践上の課題と教員の専門性に関するアンケート」という標題の質問紙を会員校14校の所属長あてに、郵送法にて実施し、2015年2月16日を期限として、質問紙を回収した。

期限までに、回答があった特別支援学校は、14校中7校（50%）で、90名（男性39名、女性51名）の教員から回答を得ることができた。教員の特別支援教育の平均経験年数は、9.9年であった。

尚、回答内容については、学術研究で用いる旨、協力者より了解を得ている。

「子どもが特別支援学校に在籍する保護者への半構造化インタビュー調査」並びに「知肢併置特別支援学校における教育実践上の課題と教員の専門性に関するアンケート」のデータの整理に当たっては、

① 「子どもが特別支援学校に在籍する保護者への半構造化インタビュー調査」での内容で、保護者の発言の内容を説明するテーマを検討し、発言内容の最後の部分に【テーマ】を記載した。

② 「知肢併置特別支援学校における教育実践上の課題と教員の専門性に関するアンケート」の自由記述より、上記の保護者の発言の内容を説明するテーマに関連した教員の自由記述を選定し、グループ化を行った。

③ ②でグループ化した自由記述を詳しく読み、さらに、それぞれの自由記述を説明する内容を表すカテゴリーを検討したうえで、カテゴリーごとにグループ化を行った。

上記のような手順で、「知肢併置」特別支援学校の教育的課題について、整理を行った。

4．結果

（1）子どもが特別支援学校に在籍する保護者への半構造化インタビュー調査

子どもが特別支援学校に在籍する保護者3名からは、特別支援学校の状況や昨今の学校生活の所感についてについて、以下のような内容が得られた。

① Aさんより得られた内容

肢体不自由特別支援学校に子どもが通学するAさんからは、医療的ケアを必要とする子どもの増加の状況が言及され、子どもが生活していく上で困らない力を学校教育で身につけることが望まれた。従来の肢体不自由教育においても「自立」については、望まれてきた内容であるといえる。

・医療的ケアを必要とするお子さんがこれからどんどん増えてくるのではないかと思う*【医療的ケア】*。どうしても医療と学校生活は切り離せないので、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士との連携が望まれる*【関係者間の連携・協働】*。

・卒業後、本人が困らないための力を身につけるために、見通しをもった教育が重要である。子どもの発達状況に即した教育が可能な専門性をもった先生がいるといい*【教育課程と専門性】*。

②　Bさんより得られた内容

知的障害特別支援学校に子どもが通学するBさんからは、主に、在籍者増に伴う校舎の新設・転用への戸惑いがあげられていた。

・教室が不足している。運動場に校舎を建築するという案が出たが、学習上支障をきたすため中止となった。また、生活単元学習用の農園も校舎の屋上に移設となった*【学校の施設設備】*。

・仮設校舎の建築が行われているが、工期の延長となっている*【学校の施設設備】*。

・学校図書館や廊下の一部、ランチルーム等の普通教室への転用が行われている*【学校の施設設備】*。

・職員室が2か所となり*【学校の施設設備】*、一度に会議ができないため、TV会議を行っていると説明を受けている*【関係者間の協働・連携】*。

・自分の子どもの学年までは、地域の小・中学校から地元の特別支援学校に通学していたが、特別支援学校在籍児童・生徒の増加の影響のため通学区域が変更となり、下の学年からは、隣接市の特別支援学校に通学するようになった*【通学支援（区域）のあり方】*。先輩をロールモデルにしていた児童・生徒もいたため、子どものキャリア形成の観点からも課題だと思われる*【教育課程の編成】*。

・スマートフォンが操作可能な発達障害のある児童・生徒が多く在籍している。子どもは行動支援も必要な面があるため、きめ細やかな指導が望まれる。在籍児童・生徒の障害特性の幅が広いが*【障害種別の組み合わせ】*、今後もきめ細やかな指導を受けたいと考えている*【障害特性への配慮】*。

④　Cさんより得られた内容

知肢併置特別支援学校に子どもが通学するCさんからは、以前、通学していた肢体不自由特別支援学校と現在の知肢併置特別支援学校を比較するような内容の発言がみられた。また、複数の障害のある子どもの同士のコミュニケーションの広がりも言及された。

・以前は、肢体不自由特別支援学校に通学していたが、知肢併置になり、学校の中に知的障害教育部門と肢体不自由教育部門ができた。建物内で部門が分かれている*【教員の配置】*。以前は、一人ひとりにきめこまやかな指導が行われていたが、最近、子どもの細やかな心の読み取りが少なくなってきたように感じている。教職員のことばかけが以前より指示的になった面が気になっている*【肢体不自由のある児童・生徒の特性への配慮】*。

・懇談の際に、先生方の専門性に差があるように感じられる*【肢体不自由のある児童・生徒の特性への配慮】*。

・子どもは、肢体不自由を中心とする重複障害であるが*【肢体不自由のある児童・生徒の特性への配慮】*、プリント学習を中心に学習を進めようとされる先生がおられ、以前には、なかったことだったため、驚いている*【教材・教具の開発に関して】*。

・摂食指導の面で、アプローチに不安がある*【肢体不自由のある児童・生徒の特性への配慮】*。

・知肢併置になってから、行事が2倍になった、運動会で、身体能力に差があることへの配慮が気になっている。肢体不自由特別支援学校の時代には、行事は、もっと個々の特性に応じた密度が高い内容だった*【行事の実施】*。

・知的障害のある生徒が子どもの車いすを押してくれ、児童・生徒同士のコミュニケーションは進んでいるように思われる。*【知的障害のある児童・生徒と肢体不自由のある児童・生徒の交流】*

（2）「知肢併置特別支援学校における教育実践上の課題と教員の専門性に関するアンケート」の自由記述

次に、「子どもが特別支援学校に在籍する保護者への半構造化インタビュー調査」の内容を踏まえ、研究方法の部分で示したように、知肢併置特別支援学校における教育実践上の課題に関して、特別支援学校に勤務する教員の自由記述をグループ別、カテゴリー別に以下の通り、整理を行った。

尚、自由記述部分については、語句の省略部分など、内容や趣旨が変化しない程度に加筆しているものもある。

①知肢併置特別支援学校における教育課程編成で、検討すべき点や課題について

教員からは、同じ特別支援学校で、知的障害のある児童・生徒と肢体不自由のある児童・生徒の教育課程を編成するに当たって、多様な教育課程を編成することが必要であり、学習集団の編成や教員の配置、知的障害のある児童・生徒と肢体不自由のある児童・生徒が共に学習する機会の設定、身体面・安全面への配慮についての課題があげられた。また、教育を行うにあたっては、複数の障害種に対応可能な専門性の向上についても示唆された。

【教育課程の編成全般について】

・教育目的が異なるので、知的障害、肢体不自由それぞれの別の教育課程で取り組んでいる。

・肢体不自由単一障害の児童・生徒や下学年の相当の学習をしている児童・生徒が知的に高い発達障害の子ども達と一緒に学べるカリキュラムができるとよい。

・児童・生徒によって重点目標が違うので、個々の児童・生徒に応じた教育課程を編成することが大切である。

・知的障害・肢体不自由それぞれの特徴、実態をしっかり把握した上での教育課程編成が望まれる。

・クラス編成の検討によって、教育課程も変化するが、類型別に教育課程を編成すると、児童・生徒の行動のスペースや生活リズムが合わない面が出てくるので、どのように調整するかが課題である。

・教育課程編成自体が課題である。知的障害特別支援学校での勤務経験があるが、児童・生徒の目標設定や教師の指導力について、能力主義的な発想が重視されているように感じられた。教育のねらいとするところは、肢体不自由特別支援学校とは異なると思われる。近隣に、学校がなく、物理的な要因で知肢共存状態になるのは現状仕方ないかもしれないが、基本的には特化された学校が増えることが望ましいと思う。

・知肢併置にすることで、教育課程の整理、集団学習の在り方や構成などの混乱が予想される。

・知的障害と肢体不自由に分け、なおかつ能力別にする方が就労に向けて取り組みやすい。
・学校における幅広い時間的、空間的余裕が必要である。また、幼児・児童・生徒毎の教育課程編成の裁量面や密度も考慮される。教育課程上の対応の幅広さも課題である。
・行事的活動が他校種の学校に比べて多いので、精選し、個人が成長できる自立活動や交流活動を増やしていく。
・個々の児童・生徒における支援の内容が一人一人違うため、より細かな教育課程の編成が必要である。
・どのような児童・生徒をどのようにグルーピングするのか。発達、学習課題、学年、障害特性、人数等々すべてを考慮しつつ、よい学習集団を作り、楽しく実りある教育をすることが必須であるが、満足できるものはなかなかできない。知肢併置では、子どもの実態もとても幅広くむずかしい。
・知的障害と肢体不自由の児童・生徒、肢体不自由の中でも幅や様々な特性を持つ児童・生徒が共に学習を行っていくためには、領域・教科をあわせた学習等を利用したり、教材を工夫したりして、が自らかかわれるようにしていかなくてはならない。
・個々の児童・生徒に応じて、教育課程を幾通りにも編成することを必要と考えるが、学習活動を行う上で難しさが多々生じている。毎年最善の案をとるように検討を重ねている。
・教育課程上では、知・肢で変えず、共に学べる教育課程にしている。障害特性には、授業に応じて、グループ分けや授業内容の配慮を行っており、特に課題は感じない。
・知的障害の児童・生徒と肢体不自由の児童・生徒とでは、動きのスピードが違うため、同じように動くことが難しい。時間割の工夫が必要である。
・本校は、知的障害と肢体不自由を同じクラスで運用しているため、障害の特性だけでなく、同じ課程に編成する必要が生じる。
・知的障害と肢体不自由の児童・生徒では、生活のペースが違う。知肢併置とはいえ、知的障害のある児童・生徒の人数がどうしても多くなる。マイノリティは、やや教育課程編成面で、疎外されていると現在感じている。両者が完璧に妥協できる部分はないが、マイノリティ側も十分に教育課程編成上、検討すべきだと思う。

【教員の配置に関して】

・肢体不自由単一障害の児童・生徒の「準ずる課程」[*注1)]における教科担当教員の確保が必要である。
・教師間の連携方法などの検討が必要である。

【複数の障害種に対応可能な専門性の向上について】

・知的障害、肢体不自由両方の授業を担当する教員の専門性の涵養が必要である。
・知肢併置の利点が「身近に通学できる」くらいしか考えつかない教師にとっては、専門性の幅が広がることにつながるが、それはあくまで大人の利点である。それに対して課題が山積みである。
・仲間づくり、同世代交流としてメリットがあるが、集団での活動、生活するとなると車いす、ミニウォーカーなど肢体不自由のある生徒が必要なものをしっかり伝えて行く必要があり、また生徒同士が自他の力量を理解し、応援できるように努める。(肢体不自由：スイッチ、知的障害：全身運動　などの差の理解)。類型1～4[*注2)]の指導が可能な研鑽を積んでいる教師が必要である。
・肢体不自由教育と知的障害教育双方に対応できる教員の専門性が一番の課題に思われる。より一層、きめ細やかな支援のノウハウ等を身につける必要があると思われる。

【学校教育における　障害種別の組み合わせについて】

・知肢併置よりは、普通科高校との併置が望ましい。
・知的障害部門、肢体部門として、分割する方がより専門的な指導ができると考えるが、部門ごとの交流の場面も限定されるため、どちらが良いとも言いがたい。

【学習活動の機会の設定】

・知的障害部門と肢体不自由部門を全く別の教育課程で教育しているが、時間の確保、職員の意識の関係で、年度毎（年度別）での活動の機会を設けるのが困難である。学年集団としての活動は、異年齢の集団活動同様、生徒が求めているものであり、縦糸（縦割り）と横糸（学年）がうまく機能することが望ましい。
・教育課程が大きく違うことから、教師・生徒の交流、共同学習が難しい。そのため同じ学校ながら関わりが少ない。
・知的障害のコースと肢体不自由のコースで教育課程が違い、共同での学習の場が少ない。(今年度は週2時間だけ）交流が少なく、同学年内での一体感があまり無い。
・自立活動の時間を必要に応じて設定できるように、配慮が必要である。

【身体面・安全面への配慮について】

・知的障害のある児童・生徒は、活動性が高いため、肢体不自由のある児童・生徒への安全面への配慮が必要である。
・肢体不自由のある児童・生徒と、知的障害のある児童・生徒では、体力面に差があり、リラックスできるスペースも必要なので、カリキュラムやクラス分けに配慮が必要である。特に、医療的ケアを必要とする児童・生徒については、安全面に配慮しないと事故が懸念される。
・生命にかかわる児童・生徒が通学しているので、安全面への配慮が必要である。

②「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の立案・作成・実施・評価で、検討すべき点や課題について

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」については、元来、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて編成されるものであるため、学校種によって左右されにくい部分もあるが、知肢併置特別支援学校においては、関係者間の協働・連携や計画の運用について、課題がいくつかあげられた。

【運用に関して】

・作成にかかる負担が大きすぎる。負担が大きい割に活用しづらい。教育課程とのリンクが機能しにくい構造である。学校全体の教育計画である「教育課程」と「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の両立に困難がある。
・肢体不自由のある児童・生徒においては、医療関係や身体の訓練などを受ける施設など、知的障害と内容が違う面もある。
・マニュアルでなく、児童・生徒本人を見て作成しているかどうかが重要である。丁寧で確かなアセスメント力を高めることが必要である。
・知的障害特別支援学校、肢体不自由特別支援学校、知肢併置特別支援学校によって大きな違いがあるとは感じられない。

・教室の確保が課題である。
・あくまで指標としての位置づけである。
・知肢併置だからといって検討すべき点はない。「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」は、個々に応じた計画のため、どの学校種においても同じである。
・計画様式については、毎年、検討を加え、改善を行っている。
・年度初めに、個別の指導計画の読み合わせを行うが、児童・生徒の実態を文面だけで把握するのは難しい。写真や動画を学部で見ることを検討している。個人的には、パソコンも活用している。PDCA は、勤務校では、特に問題ないが、確認していくという意味を含め、月終わり、学期毎に確認する必要はある。
・できるだけ細かくならないような様式のものが好ましい。作成の際に際限がないためである。
・同じ場所、同じ時間帯で行って良い授業とそうでないものとを精査し、指導計画を立てる必要がある。

【本人・家族の参画について】

・個別指導でなく、集団での指導がある程度可能な児童・生徒の場合、「個別の教育支援計画」については、卒業時の時点では保護者の確認を求めるが、入学時に保護者と相談の上、「個別の教育支援計画」を作成・説明するというシステムが学校にない。保護者の不満、理解不足の要因となっている。
・保護者との合意形成、客観的な評価が必要である。
・知肢併置だからというのではなく、どの障害種においても言えることだが、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」は、個に応じたものであり、保護者の願いも踏まえたうえで、教育者のプロとして、児童・生徒が卒業するまでを視野に入れた縦の計画をどの学校も大切にするとよいと考える。

【関係者間の協働・連携について】

・コースごとに、書式が作成されているため、互いに、意見交換の場が少ない。
・カリキュラムが違い、クラス・授業の場所も違う、知肢併置だから検討すべきというものはないが、どのような評価をしているかは校内のオンラインで常時閲覧が可能となっている。
・教師がチームでしっかり立案することが大切であると思う。
・他の教員のアドバイスを受け入れたり、協力したりする。教員の教師力向上の取り組みが重要である。
・知的障害教育部門と肢体不自由教育部門の教師の交流をどのように行うかが課題である。
・長期にわたる支援が必要なので、サポートファイル等の活用及び固定教員の配置等が課題としてあげられる。
・子どもたちをとりまく家庭・学校・施設・会社・福祉すべてのかかわりを持つ人たちが連携をとって、その子どもが学校や放課後、卒業後も安心して自分らしく生活できるように、より分かりやすく、より簡潔に伝えていけるシステムを作っていく必要がある。

③知肢併置特別支援学校における教室配置や設備面で、検討すべき点や課題について

保護者の半構造化インタビュー調査でも言及されていた知肢併置特別支援学校における教室配置や設備面においては、学校内のスペース配分、学校施設内の動線、肢体不自由のある児童・生徒の特性への配慮が課題としてあげられていた。

【運用に際して】

・「学校設置基準」を本気で見直していただきたい。
・予算的に新しい設備等が作れないため、どうしても既存の設備、備品を用いなければならない。
・場所に限りがあるため多人数で狭い部屋を利用したり、暗くて教室内の設備や物の配置も出入りしにくいところにあったりするにもかかわらず、部屋がないためそこを利用せざるをえない状況がある。美術室はあるが、作品を乾かしたり、立体作品を保管したりする場所が少ないか全くない。
・肢体不自由特別支援学校から知肢併置特別支援学校になった場合、知的障害、肢体不自由のある児童・生徒が十分活動できる体育館、運動場、遊具などがない。
・ある程度、知的障害のある児童・生徒と肢体不自由の児童・生徒同士がお互いのことを理解し合う力があれば、教室配置や設備面の運用が可能だと思われる。大事なのは、中で生活する人の意識である。ただし、行動支援等の配慮を要する知的障害の児童・生徒がいる時は、肢体不自由のエリアへの入場の制限も考えられる。
・共に学ぶことは、とても有意義なことだが、個別授業をするとなると、教室が足りなくなるのではないか。

【学校内でのスペース配分に関して】

・知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を平等に考えての配置や設備の充実が望ましい。
・知的障害教育部門・肢体不自由教育部門としてキッパリ教員も分割する方がより専門的な指導ができると考えるが、部門ごとの交流の場面も限定されるので、どちらが良いとも言えない。
・肢体不自由のある児童・生徒が過ごしやすい環境であれば、特に分ける必要もなく、誰もが過ごしやすい環境となると思う。
・構造化された学習環境の必要な児童・生徒と、身の回りに機器や教具を配備していて、かつゆったりした生活空間の必要な児童・生徒が隣り合わせにいることのストレスや安全性が想像できれば、課題も見えてくる。児童・生徒のストレスや危険を回避しようとすれば、施設設備を分けざるを得ない。そうすると全てが別になってしまい、“併置”の意義が問われる。
・肢体不自由の生徒や医療ケアの必要な生徒は緊急時を考慮し、非常口の近い場所に教室を設ける。
・様々なタイプの児童・生徒がいるので、どの子でも使える融通のきく教室配置・設備が必要。体育館が 2 つあると時間割を組みやすい。1 つは狭くても良い。
・多目的に使用できるスペース（教室）が必要である。
・車いすの生徒が 2 階、3 階を使用することは困難な場合があるため、できるだけ配慮されるべきである。設備についても同様である。
・知的障害のある児童・生徒と肢体不自由のある児童・生徒の交流を妨げない配置や設備のかたよりに対する配慮が必要である。

【学校施設内の動線に関して】

・特に、肢体不自由のある生徒が縦の移動がないように教室配置に配慮している。（1 階　知的障害、2 階　肢体不自由…寄宿舎に直結している）

・肢体不自由のある生徒の動線への配慮が必要である。
・肢体不自由のある生徒は寮、知的障害のある生徒は通学であり、寮の生徒が移動しやすいよう、肢体不自由のクラスの教室は2階にある。
・教室では、知的障害は1階、肢体不自由は2階と勤務校では分けて、授業の移動も無理がないように配慮している。

【肢体不自由のある児童・生徒の特性への配慮】

・肢体不自由のある児童・生徒のために、身体にやさしい設備でありたい。実習の部屋のあり方や使いやすさ、安全性などの検討が必要である。
・エレベーターの設置が必要である。
・「廊下では走らない」など、肢体不自由のある生徒についての配慮を知的障害のある生徒に知らせ、指導する。
・肢体不自由のある児童・生徒が過ごしやすい環境であれば、特に分ける必要もなく、誰もが過ごしやすい環境となると思う。
・肢体不自由のある児童・生徒は、体温が外気温に影響されることが多く、体調面での配慮が必要。そのため設備も整える必要がある。医療的ケアのある児童・生徒については、チューブなど子どもがさわらないような環境面での配慮もいるのではないか。
・スロープやエレベーターが必要。医療的ケアの必要な児童・生徒と多動の児童・生徒が同一教室の時はスペースを広くとり、リラックスできるスペースも必要。
・バリアフリーはもちろん、衛生面、医療面のケアが図れる構造が必要である。また、床の効果的な使い方ができることも重要である。
・例えば、肢体不自由のある児童・生徒や医療的ケアの必要な児童・生徒は緊急時を考慮し、非常口の近い場所に教室を儲ける。
・教室の確保が課題である。
・より行動範囲を広めるため、バリアフリーの拡大や、危険物等の改善などに重点を置くことが必要である。
・設備面は充実して欲しいと願う。肢体不自由のある児童・生徒にとっては、洗面等の水まわり冷暖房など健康に直接影響するところに予算を配分して欲しい。そうすると知的他の障害種の子どもたちにとっても良い環境が整う。
・エレベーター、トイレ、机等の配慮が必要。肢体不自由のある児童・生徒は、その児童・生徒に合ったものが使えるようにする必要がある。
・知的障害や情緒障害のある児童・生徒には、しっかり身体が動かせ、必要以上に「助け」がない施設・設備が望ましい。肢体不自由の児童・生徒には、重度・重複障害（医療的ケア含む）に対応した施設・設備とゆっくりおちついて身体を休めることができる場所が必要である。

④知肢併置特別支援学校における学習活動で、検討すべき点や課題について

知肢併置特別支援学校における学習活動では、学習活動、学習集団の設定、教材・教具の開発に課題があることが示唆された。また、知的障害のある児童・生徒と肢体不自由のある児童・生徒の交流についても、教員は工夫しており、保護者への半構造化インタビュー調査でも言及されていた「気持ちの読み取り」についても、教員は配慮している様子がみてとれた。

【学習活動の設定に際して】

・柔軟で新しい発想に基づいて行われる活動を前向きに評価できる土俵を作るべきである。
・学力の幅が広いので、どの段階の生徒も伸びが評価されるような機会があるといいと考える。知的障害教育部門や就労希望の生徒は作業や販売実習等で活躍が分かりやすいが、大学に進学するような生徒が、意欲的に学んでいる姿を評価する場が余りないため、本人の自己肯定感の面で課題がある。
・生活課題に関する学習活動が必要である。どうしても知的障害のある児童・生徒向けの内容が多くなり、肢体不自由の視点が欠けやすくなる。
・知的障害のある児童・生徒と肢体不自由のある児童・生徒がまじっている状態で、どのような授業展開をするかが課題である。
・知肢併置による課題は感じない。
・授業を行う前に略案を出し、参加する子どもたちの実態にあっているか、どのような準備・支援（板書も含め）が必要かを話し合う。授業後は必ず関わる教師間で振り返りを行い、次の授業への課題や子どもの様子等で共通理解していくことが大切だと思う。が実際は時間に追われなかなかできていない。
・知肢併置だからというのではないのだが、安全・安心を第一に、知肢併置特別支援学校の児童・生徒が楽しめ、主体的に活動できる学習内容を考える。
・体験活動を可能な限り取り入れる。知的と肢体不自由が同じ環境で学べる授業は同じ場で学習されるべき。
・教職員の専門性が重要である。知恵のある人、体力のある人、バランスよく人事をくむことが大切である。
・体を動かす場面や集中してとり組む場面の“時間”に大きな違いがあるのではと考える。
・教員の専門性や知識の豊富さ、共有などが重要である。

【知的障害のある児童・生徒と肢体不自由のある児童・生徒の交流について】

・例として、LHRは共同で実施するなど、知的障害のある生徒と肢体不自由のある生徒が交流できるようにすることが課題である。
・互いの学習活動に対して、教職員が興味関心を持つことや互いの良い点を共有し合えることが重要である。
・肢体不自由、知的障害のどちらの生徒も楽しめるよう、百人一首大会、ゴミ拾いなどの交流がある。ただ、その時々の交流で、次につながりにくい。
・行事（体育大会、文化祭、修学旅行、野外活動）の時に一緒に学習活動をする。活動のスペース、時間配分、生徒の動きや健康のチェックなど、活動の中で検討する必要がでている。
・肢体不自由のある児童・生徒は身体に制約があるため、活動も限られる事がある。身体を使う活動は一緒にするときはしっかり考えないと、やりたい気持ちがあるが身体を動かすのに時間も必要なので活動の実施が困難になる。
・リーダー的な子どもを選出する際、どんな場面でどんな能力を発揮できるかをしっかりと把握する必要があると思う。

【学習集団の設定について】

・学校行事を考える際、知的障害の活動量の多い児童・生徒と肢

体不自由のある児童・生徒、特に重度・重複障害や医療的ケアを要する子どもでは、ねらいや活動における制限の違いがあるので、集団としてねらいをどこに置いて、どう折り合いをつけるのかが難しい。
・実態に応じたグルーピングや集団構成が立てにくい。
・どうしても知的障害のある児童・生徒向けの内容が多くなり、肢体不自由の視点が欠けやすくなる。

【教材・教具の開発に関して】

・個々の児童・生徒のニーズに応えることと、集団としての活動が成立することの折り合いをつけることが重要である。多目的な教材、教具、設備の充実を図る必要がある。
・集団活動や体育などで肢体不自由の子も進んで活動したり、活躍したりできる内容を考える必要がある。
・年齢はもちろんであるが、、頭脳の発達、精神の発達、体の発達等、学習段階を考える上で、発達に見合った教材の提供がもっとも大切だと思う。
・知肢併置による課題は感じない。
・授業を行う前に略案を出し、参加する子どもたちの実態にあっているか、どのような準備・支援（板書も含め）が必要かを話し合う。授業後は必ず関わる教師間で振り返りを行い、次の授業への課題や子どもの様子等で共通理解していくことが大切だと思う。が実際は時間に追われなかなかできていない。

⑤知肢併置特別支援学校における行事の実施で、検討すべき点や課題について

知肢併置特別支援学校における行事の実施では、合同実施、行事の計画、障害特性や安全面への配慮などで、教員は、様々な面で困難や課題を見出している様子が伺えた。

【知的障害のある児童・生徒と肢体不自由のある児童・生徒の合同実施に関して】

・合同・分離を自在に伝え、企画できる雰囲気が大切である、または制度上の根拠を作るべきである。
・できる限り、一緒に活動できる計画を立案する。
・肢体不自由のある児童・生徒及び保護者が求めるものと、知的障害のある児童・生徒及び保護者が求めているものに、ズレがある。（肢体不自由のある児童・生徒は）動きがとにかくゆっくりなため、両方の持ち味が生かせるような、プログラムの配慮が必要である。
・体力や動きの違いが課題である。
・できるだけ交流ができるように計画したい。
・行事（体育大会、文化祭、修学旅行、野外活動）の時に一緒に学習活動をする。活動のスペース、時間配分、生徒の動きや健康のチェックなど、活動の中で検討する必要がでている。
・運動会は、知的障害のある児童・生徒にとっては、活動量は少ないかもしれないが、一緒にすることの意義、目的をしっかり検討することで、同じ行動を行うことができる。

【行事の計画・実施に関して】

・教育課程と実践目標がかなり異なるので、共通の行事計画を作成する際、障害が多い。
・生徒会を中心に、できるだけ交流できるように実施している。（例として体育祭での合同応援合戦、文化祭での合同合など）
・個々のニーズに応えることと、集団としての活動が成立することの折り合い。多目的な教材、教具、設備の充実が必要である。
・体育的行事をどのように行うかが課題である。
・スポーツ面で明らかに無理、不可能と思われる try はさけるべきである。
・運動会、体育祭については、参加できる種目等の振り分けやチーム編成、内容等の計画段階から、児童・生徒の実態把握をしっかり行い、実施する必要がある。
・運動会、プール学習が全校的に統一してはやりにくく、多くの工夫が必要である。
・学校祭の実施日の設定を土曜日にすると一週間登校する日数が5日間になり、その上練習のストレス等の疲労と重なり体調を崩す子どもが増える。さらに、振替休日を入れる必要がある。
・安全・安心が課題である。
・普段実施している教科学習との関連性が重要である。
・経験豊富な人を学校に集めることが重要である。教職員人事が大切である。
・リーダー的な児童・生徒を選出する際、どんな行事にどんな能力を発揮できるかをしっかりと把握することが重要である。

【それぞれの障害特性への配慮について】

・互いの障害特性に対する理解と配慮が課題である。
・肢体不自由のある児童・生徒の参加を考慮する。
・学校行事を考える際、知的の活動量の多い子どもと肢体不自由のある子ども、特に重度や医ケアを要する子どもでは、ねらいや活動における制限の違いがあるので、集団としてねらいをどこに置いて、どう折り合いをつけるのかが難しい。
・体育的な行事や創作活動など身体が自由に動かないことは同じ様に出来ない、配慮が必要である。身体が虚弱な児童・生徒にとって時間や環境（暑い、寒い等）も考えないと安全と言えない。
・肢体不自由のある児童・生徒は医療・健康面の配慮が必要で、知的障害のある児童・生徒は心理的な適応や行動での安全を配慮すべきである。
・知的障害のある児童・生徒向けに肢体不自由のある児童・生徒が合わせる傾向が強くなる。
・個々のニーズに応えることと、集団としての活動が成立することの折り合い、多目的な教材、教具、設備の充実が必要である。
・普段実施している教科学習との関連性について、検討が必要である。
・元気な児童・生徒や医療的ケアの必要な児童生徒も在籍しているので、お互いのねらいが難しい。
・どちらも輝けるような工夫が必要である。
・集中できる時間や医ケア対応の時間の違いに配慮した行事計画が必要となる。
・（肢体不自由のある児童・生徒や重度・重複障害のある児童生徒にとって）、体育大会においては、不安な面（登校段階、立位等）は多々ある。学習発表会は大切であると考える。

⑥知肢併置特別支援学校における通学支援で、検討すべき点や課題について

保護者の半構造化インタビュー調査では、通学区域の面が言及されていたが、教員の自由記述では、通学支援での対応、移動手

段等
様々な特性の児童・生徒に応じた通学形態や通学支援上の課題について、示唆された。

【通学支援のあり方について】

・通学支援に伴い、時間の割り振り、「勤務場所」に対する柔軟な解釈、旅費の確保など、教員の勤務制度上の保障が必要である。
・公共交通機関を利用する際のマナーの指導が必要である。
・勤務校は、知的障害がある生徒が通学制、肢体不自由のある生徒が全寮制のため、知肢併置であるからということで課題があるわけではない。それぞれには課題がある。
・電車の乗り降りや移動などで、知的障害のある生徒が車いすの生徒を助けようとする場面が見られたが、インシデントの関係で、禁じるようになった。
・登校指導を定期的に行っている。社会的なマナーについて指導をしていく必要がある。
・医療的ケアのある子ども達の通学保障は、肢体不自由特別支援学校でも一番の課題である。
・一人一人の課題とニーズに合った通学方法の選択。医療的ケア対象生の安全確保が課題である。
・通学の困難な児童・生徒には通学支援が必要ではあるが、ある程度、徒歩や通学が一人でできると判断した時は、できる範囲で自転車や徒歩を勧めるかたちに持っていくことが大切だと考えている。
・知的障害・情緒障害のある児童・生徒は「社会性」を育む上で、できる限り自力登校に近いものが必要ではないか。
・長時間の移動に負担が大きい児童・生徒もいるので、そのあたりへの配慮が必要である。
・放課後等児童ディサービスセンターとの連携が必要である。

【スクールバス等の移動手段に関して】

・スクールバスについては安全第一に運転手講習もあったほうが良いのではないか。また、徒歩、自転車等の通学においても、見守り隊などの地域支援の徹底を図るべきである。
・スクールバスはリフト付きが良いが、要望しているが、予算の関係で実現していない。
・重度・重複障害のある児童・生徒に対するスクールバスの対応ができないケースが多く、保護者の送迎に頼らざるをえないことが課題である。対応できている肢体不自由特別支援学校もある。
・何種類もの通学するためのタクシー、バスが必要だと思うので、駐車スペースが広くないといけないと思う。
・医療的ケアを要する児童・生徒は介護士添乗のバスやタクシーが必要なことが多い。
・リフト付きスクールバス、介護タクシーの使用などで問題ないと思う。行動・認知の状況では、公共交通機関の利用も必要である。

5．考察

本稿においては、近年の特別支援学校の在籍者数増加に伴い、設置が検討されつつある知肢併置特別支援学校の教育的課題について、子どもが特別支援学校に在籍する保護者への半構造化インタビュー調査と知肢併置特別支援学校、肢体不自由特別支援学校に勤務する教員へのアンケート調査の自由記述について、整理を行った。

その結果、子どもが特別支援学校に在籍する保護者、また、特別支援学校で日々教育実践を行っている教員とも、特別支援学校の在籍者増という社会現象での葛藤を伴う場面で、学校現場の課題を析出し、「施設設備のありかた」「障害特性に応じた配慮」「通学支援のありかた」「行事のあり方」「個々の児童・生徒に応じたきめ細やかな指導」など課題に対する方策を見出そうとする記述が多く見られた。保護者の意見、教員の意見にも共通してあげられていたが、特別支援学校に在籍する行動支援が必要な知的障害のある児童・生徒や重度・重複障害、医療的ケアを要する肢体不自由のある児童・生徒にとっては、きめ細やかな指導が必要であり、生命に関わる教育的支援も含まれている。特別支援学校の在籍者増に伴う学校の設置については、教員の意見に「知肢併置よりは、普通科高校との併置が望ましい。」とあるように、障害種別の異なる特別支援学校同士の併置以外にも、高等学校には、全日制、多部制、定時制、通信制など様々な課程や必要な単位を修得することで卒業が認められる単位制が設置されている学校もあるため、様々な学習形態における併置の研究も進められてよいのではないかと思われる。このような学習形態の研究が進むことで、障害のある児童・生徒の進路の選択肢も広がる可能性がある。

教員の自由記述の項目である③の「知肢併置特別支援学校における教室配置や設備面で、検討すべき点や課題について」であるが、特別支援学校の在籍者増加は、社会問題となっている。津田（2012）は、「特別支援学校や特別支援学級を選択させる要因には、プッシュ要因とプル要因があるように思われる。プッシュ要因とは、通常学校や通常学級からの排除圧力である。プル要因とは、特別支援学校や特別支援学級の方が魅力的だと感じさせる何かである」と述べているが、本来は、障害の有無にかかわらず、地域の学校で共に学ぶことが基本であり、今後は、「インクルーシブ教育システム構築」のための特別支援教育の理念やあり方について、通常学校の教員の理解を進めていく必要があると思われる。

教室配置や設備面については、現場の教員それぞれの対応では限界があるため、学校設置者がそれぞれの地域の実情に応じて「インクルーシブ教育システム構築」のためのスクールクラスターのあり方や「特別支援学校施設整備指針」に沿った形で、本人や学校教員保護者、地域住民、地域資源の関係者等の意見も聴取しながら、学校運営において地域住民の参画も得られるデザイン設計を進めていくことが望ましいのではないだろうか。

知肢併置特別支援学校に勤務する教員の専門性については、保護者の意見、教員の記述の双方にみられるように、在籍する児童・生徒の発達の状況や特性も幅が広いものとなっているため、教育課程の編成や合同での学習、教材・教具の作成、学習指導、行事の実施、通学支援、児童・生徒への心理面、安全面への配慮等の実践に際して、知的障害、発達障害、肢体不自由、重度・重複障害、医療的ケアなどの幅広い知見や実践経験があることが望ましいことが示唆された。

また、複数の障害種に関する知見や実践経験のみならず、知肢併置特別支援学校という学校組織や複数の障害種の児童生徒が参加する学習集団における教育実践への参加、教職員や児童生徒間

での社会的相互作用を媒介として、教員が成長し、専門性が形成されていく社会文化的アプローチ（Lave and Wenger、1991）による教職員研修のあり方についても今後、研究を行っていく必要があろう。

6．おわりに

本研究においては、保護者のインタビュー内容、特別支援学校で勤務する教員の自由記述についてとりあげたが、サンプル数が限られたものであることが、研究の限界であるといえる。しかしながら、知肢併置特別支援学校の教育的課題について取り扱った研究は、あまり多いとはいえず、本稿で提示した教育実践現場の実情や保護者や教員の生の声については、保護者や多くの特別支援学校の教員の協力をいただいたものである。本研究内容が、今後の特別支援学校の教育課程編成の参考になると幸甚である。

謝辞

本研究にご協力いただきました保護者の皆様、特別支援学校の先生方、編集にご協力いただきました津田英二先生に心よりお礼申し上げます。

注

＊注１）「準ずる教育課程」

この記述での「準ずる教育課程」とは、教育目標や教育内容は小学校・中学校・高等学校と同一であるが、肢体不自由（単一障害）があるため、小学校・中学校・高等学校の学習方法に加え、肢体不自由の特性に配慮した特別な指導方法を要する教育課程のことを指していると推察される。

＊注２）類型１～４

この記述での類型１～４とは、肢体不自由特別支援学校において、編成されることが多い、注１で述べた「準ずる教育課程」、児童・生徒の特性に応じて、下学年の教科用図書を採択して学習する「下学年適用の教育課程」「知的障害特別支援学校代替の教育課程」「自立活動を主とした教育課程」の４つの教育課程を示しているものと推察される。

引用・参考文献

太田俊己著・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編（2001）「知的障害教育担当教員に求められる専門性」『特別支援教育』No.3、pp.17-20、東洋館出版社.

神戸市教育委員会『神戸の教育 平成26年度』http://www.city.kobe.lg.jp/child/education/children/img/kobenokyoiku26.pdf で閲覧可能（閲覧日：2015. 3．24）

神戸市における特別支援学校の整備の在り方懇話会（2012）「神戸市における今後の特別支援学校の整備について」http://www.city.kobe.lg.jp/information/committee/education/preservation/tokushi_seibiarikata/img/seibiarikata8-3.pdf で閲覧可能（閲覧日：2015. 3．24）

国立特別支援教育研究所（2010）「肢体不自由のある子どもの教育における教員の専門性向上に関する研究―特別支援学校（肢体不自由）の専門性向上に向けたモデルの提案―」.

齊藤由美子・横尾俊・熊田華恵・大崎博史・松村勘由・笹本健（2014）「重複障害教育に携わる教員の専門性のあり方とその形成過程に関する一考察：複数の異なる障害種別学校を経験した教員へのインタビューを通して」『国立特別支援教育総合研究所研究紀要』第40巻 ,p.67.

高橋眞琴（2013）「肢体不自由教育における専門性とは（第１報）」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』第７巻第１号、pp.207-212.

中央教育審議会（2012）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

津田英二（2012）『物語としての発達／文化を介した教育：発達障がいの社会モデルのための教育学序説』p.198.

兵庫県教育委員会『平成25年度　兵庫の特別支援教育』p.15. http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/H25hyogonotokubetusien.pdf で閲覧可能（閲覧日：2015. 3．24）

文部科学省大臣官房文教施設企画部（平成21年改正）「特別支援学校施設設備整備指針」http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/1263048.htm で閲覧可能（閲覧日：2015. 3．19）

文部科学省（2013）「平成25年度特別支援学校等における医療的ケアに関する調査結果」

文部科学省（2014）「平成26年度学校基本調査」pp.482-485.

山中ともえ（2015）「東京都の通級における指導について」『特別支援教育研究』東洋館出版社、No.691,pp.53-54.

山中 友紀子・吉利　宗久（2010）「特別支援学校教諭免許状の取得を希望する教員の免許制度に対する意識とニーズ」『岡山大学教育実践総合センター紀要』pp.44-45.

Lave, J. & Wenger, E.（1991）*Situated Learning: Legitimate Peripheral Participation*. New York: Cambridge University Press.